

「財務応援Super/Lite」新会社法対応版(Ver.7.2) 概要

「財務応援Super/Lite Ver.7.2」の対応内容についてご案内します。

1.バージョンアップについて

財務応援Super/Lite・・・Ver.6.2*以降

2.データの利用について

上記以外のバージョンからのバージョンアップは、動作保証外となりますのでご了承ください。

Ver.7.*で使用していた会社データは、Ver.7.2でそのままご使用できます。

Ver.6.2*で使用していた会社データは、データの移行処理が必要になります。

*データの受け渡し処理の注意事項

会計事務所と顧問先、本店と支店間で会社送受信・仕訳送受信や合併処理、バックアップデータのやりとり等、データの受け渡しに関わる処理を行う場合で、顧問先や支店にて決算書等帳票印刷を行う場合は、出先側もVer.7.2へのバージョンアップを行ってください。

また、出先側で決算書等帳票印刷を行わない場合も、データの受け渡しに関わる処理を行う場合は、双方とも財務応援Super/Lite Ver.7.0以降のプログラム同士でなければ、データの受け渡し処理が行えません。ご注意ください。

*電子申告応援をお使いの場合

電子申告応援をご利用いただいている場合は、Ver.H18.11のプロダクトIDが必要になります。

*請求応援Liteをお使いの場合

財務応援Super/Lite Ver.7.2にて登録された会社データの基本情報および科目情報を参照する場合は、「請求応援Lite Ver.2.02」へのバージョンアップが必要です。

ダウンロードにて「請求応援Lite Ver.2.02」への更新用プログラムをご提供しています。

<http://www.tabisland.ne.jp/support/download.nsf/FMList>

3.会社法の内容

●株式会社と有限会社を株式会社に統合

従来、取締役の人数制限や取締役会・監査役の設置義務がないといった有限会社にしか認められていなかった規則が株式会社でも認められるようになり、会社類型が株式会社に統一されます。会社法施行以降は有限会社の設立はできません。

なお、既存の有限会社については、特例有限会社制度により、従来の有限会社の商号を維持できる措置が定められています。

■システムでの変更はありません。

●最低資本金規制の撤廃

現行の最低資本金制度（株式会社は1,000万円、有限会社は300万円以上）が廃止されます。

■システムでの変更はありません。

●会社機関設計の柔軟化

取締役の人数や取締役会、監査役、会計監査役の設置の有無など、会社規模に応じた機関設計ができるようになります。株式譲渡制限会社であれば、取締役が1名の株式会社とすることもできます。
※株式譲渡制限会社とは、すべての株式の譲渡について、会社の承認が必要であることを定款に定めている株式会社

■システムでの変更はありません。

●会計参与制度の創設

中小企業の会計監査は監査役が担当していましたが、名前だけの監査役が設置されているケースが多く、決算書等の信頼性の確保が課題となっていました。そのため、会社法では中小企業における決算書の信頼性向上を目的として、会計専門家が取締役と共同で計算書類の作成・説明・開示等を行う「会計参与制度」が導入されます。(設置は任意) なお、会計参与や会計の専門家である税理士(税理士法人含む)、公認会計士(監査法人含む)のみが就任できますが、会社または子会社の取締役、執行役、監査役、会計監査人等との兼任はできません。顧問税理士が会計参与になることはできます。

■システムでの変更はありません。

●計算書類規則の改正

- ・貸借対照表及び損益計算書の表示内容が変更になり、利益処分案が廃止されます。
- ・「株主資本等変動計算書」が新設されます。
- ・従来、貸借対照表と損益計算書に記載していた注記を「注記表」に記載します。

(1). 貸借対照表の変更

貸借対照表は資本の部が以下のように変更されます。



| 従来の様式 | 新様式 |
|---------------------|----------------------|
| 資本の部 ※1 | 純資産の部 ※1 |
| 【資本金】 | 【株主資本】 ※2 |
| 【新株式払込金】 ※3 | 【新株式申込証拠金】 |
| 【新株式申込証拠金】 | 【資本剰余金】 |
| 【資本剰余金】 | 資本準備金 |
| 資本準備金 | (その他資本剰余金) ※4 |
| (その他資本剰余金) | 資本等減少差益 |
| 資本等減少差益 | 自己株式処分差益 ※4 |
| 自己株式処分差益 ※4 | 【利益剰余金】 |
| 【利益剰余金】 | 利益準備金 |
| 利益準備金 | (その他利益剰余金) |
| その他法定準備金 | その他法定準備金 |
| 退職給付積立金 | 退職給付積立金 |
| 任意積立金 | 任意積立金 |
| 別途積立金 | 別途積立金 |
| 当期末処分利益 ※5 | 繰越利益剰余金 ※5 |
| 【評価差額金】 ※6 | 【自己株式】 |
| 【自己株式払込金】 ※7 | 【自己株式申込証拠金】 |
| 【自己株式申込証拠金】 | 【評価・換算差額等】 |
| 【自己株式】 | 他有価証券評価差額金 |
| 資本の部計 ※9 | 繰越ヘッジ損益 |
| 負債及資本の部計 | 〔新株予約権〕 ※8 |
| | 純資産の部計 ※9 |
| | 負債及び純資産の部計 |

主な変更点

- ※1：資本の部が純資産の部に変更
- ※2：資本金、資本剰余金、利益剰余金をまとめた区分「株主資本」を追加
- ※3：新株式払込金の削除
- ※4：資本等減少差益、自己株式処分差益をその他資本剰余金に含める
- ※5：当期末処分利益を繰越利益剰余金に変更
- ※6：評価差額金を評価・換算差額等に変更して、内訳を表示
- ※7：自己株式払込金の削除
- ※8：新株予約権を追加
- ※9：資本の部計を純資産の部計に変更

■システムでは決算書のフォームを変更します。

(2).損益計算書の変更

損益計算書は、以下のように変更されます。

| 従来の様式 | 新様式 |
|------------|----------|
| 税引前当期純利益 | 税引前当期純利益 |
| 法人税等 | 法人税等 |
| 法人税等調整額 | 法人税等調整額 |
| 当期純利益 | 当期純利益 |
| 前期繰越利益 | |
| 過年度税効果調整額等 | |
| 自己株式処分差益 | |
| 自己株式消却額等 | |
| 利益準備金取崩額等 | |
| 積立金目的取崩額 | |
| 中間配当金 | |
| 利益準備金積立額 | |
| 当期末処分利益 | |

株主資本等変動計算書へ記載

前期繰越利益から下の記載は新規に追加される「株主資本等変動計算書」へ記載することになります。

■システムでは決算書のフォームを変更します。

(3).株主資本等変動計算書

会社法改正内容で剰余金の配当がいつでも可能になり、従来の財務諸表では、資本金、準備金及び剰余金の数値の連続性を把握することが困難になったため、利益処分案(損失処理案)に代わり、「株主資本等変動計算書」を作成することになりました。

また、「株主資本等変動計算書」の記載内容は、主に株主資本の各項目の変動事由を記載します。

「株主資本等変動計算書」は、すべての会社に対して作成義務があります。

■システムでは株主資本等変動計算書を新設します。

(4).注記表

従来、貸借対照表や損益計算書に記載していた注記を別途「注記表」として文書で添付するようになりました。

また、注記の内容も大幅に変更されています。

なお、従来どおり、貸借対照表および損益計算書の脚注に注記を記載することも可能です。

注記の内容は以下のとおりです。

- ①継続企業の前提に関する注記
- ②重要な会計方針に係る事項
- ③貸借対照表に関する注記
- ④損益計算書に関する注記
- ⑤株主資本等変動計算書に関する注記
- ⑥税効果会計に関する注記
- ⑦リースにより使用する固定資産に関する注記
- ⑧関連当事者との取引に関する注記
- ⑨1株当たり情報に関する注記
- ⑩重要な後発事象に関する注記
- ⑪連結配当規則適用会社に関する注記
- ⑫その他の注記

■システムでは「注記表」に対応します。また貸借対照表や損益計算書に続けて脚注に注記を記載することも可能です。

●決算公示の義務

有限会社と株式会社が一本化されることに伴い、特例有限会社を除くすべての株式会社（株式譲渡制限会社も含む）で決算公示が義務付けられます。

■システムでの変更はありません。

●剰余金の株式配当

従来、剰余金の配当回数は、通常の配当と中間配当の年2回に限られていましたが、株主総会や取締役会の決議により、剰余金の配当をいつでも決定できるようになります。

■システムでの変更はありません。

4. 会社法適用時期

平成18年年5月1日以降終了する事業年度から適用されます。

■システムでは以下の条件の場合に、既存のデータを会社法に対応したデータに変換する「会社法変換」の機能が起動します。

- ・業種が法人
- ・決算終了年月日が平成18年5月1日以降のデータ

※「会社法変換」では改正で必要となった科目の追加や名称変更を行った上で、帳票の印刷順序を変更します。

5. システム対応の概要

● 株主資本等変動計算書の追加

決算メニューに「株主資本等変動計算書」を追加しました。

● 注記表の追加

決算書の作成条件に「注記表」を追加します。貸借対照表や損益計算書に続けて印刷することも可能です。

● 報告書（監査報告文等）

決算書の作成条件に「報告書(監査報告文等)」を追加しました。

● 基本メニューの変更

基本メニューに「52.株主資本等変動計算書」を追加します。既に「52」を利用している場合は追加されません。

● メニューカスタマイズの変更（Super）

メニューカスタマイズに「株主資本等変動計算書」「会社法変換」を追加しました。

● 元帳「損益勘定／未処分損益」の変更

会社法変換済みデータについては、損益勘定の元帳を表示印刷したときの印刷文字「未処分損益へ振替」を「繰越利益剰余金への振替」に変更しました。

● 経営分析表1の科目名変更（Super）

会社法変換済みデータについては、経営分析表1(A)、(C)で使用している科目名「役員報酬」を「役員報酬等」に変更し、「500役員報酬」「517役員賞与」を集計した金額を出力するように変更しました。

● L型帳票の縦タイトル変更

会社法変換済みデータについては、L型帳票貸借対照表の縦タイトル「資本の部」を「純資産の部」に変更しました。

＜対象帳票＞・L型B4試算表 · L型B4推移表
· 部門別L型B4試算表 · 部門別L型B4推移表 · 部門別L型B4総括表

● キャッシュフロー計算書 科目対応ファイルと内訳項目ファイルの変更（Super）

会社法変換により追加される勘定科目について、キャッシュフロー科目対応ファイルを変更しました。

● 要約試算表の項目名変更

・「未処分利益」→「繰越利益剰」 · 「資本の部計」→「純資産合計」
・「負債資本の部計」→「負債純資産部計」

● 貸借対照表上の利益表（Super）

従来と利益処分のやり方が変更になったため、会社法変換済みデータについては、前期繰越未処分利益の振替を仕訳で入力するように変更しました。条件設定画面にて「純資産振替入力」にて「1.する」を選択した場合に振替仕訳入力画面を表示します。（ここで入力した仕訳は貸借対照表上の利益表だけに使用されます）

また未払法人税振替をわかり易く表示するため、利益表の条件設定画面の表示を「未払法人税振替」から「税引前表示振替」に変更しました。

6. 動作環境

| | |
|---------|---|
| OS | Windows®XP/2000/Me /NT /98 (*1) |
| メモリ | 64MB 以上 (128MB 以上推奨) XP/2000 の場合 128MB (256MB 以上推奨) |
| CPU | お使いのOSが推奨する環境以上 (Pentium® II 500MHz 以上推奨) |
| ディスプレイ | 解像度:1024×768 ドット(小さいフォント)以上 ※Windows® XP の場合は標準フォント 表示色:high Color(16Bit)以上 |
| ブラウザ | Internet Explorer 6.0Service Pack1以降。 インターネットでデータ通信を行う場合に必要。 ※別途インターネットプロバイダとの契約が必要になります。 |
| HDD | 90MB 以上 |
| 最大用紙サイズ | B4 (A4 に自動縮小可) (*2) |
| プリンタ | レーザープリンタ (ポストスクリプト対応プリンタ除く) (*3) またはインクジェットプリンタ (ADF 付) |

(*1) : Windows® Server 2003は、サーバ用として使用する場合のみ動作保証します。クライアントPCの基本ソフト(OS)は2000Professional XP または98を使用できます。その他の基本ソフトのPCをクライアントPCにすることはできません。Windows®NT4.0は、Microsoftのサポートが終了しているため、OSに起因する不正動作等のうちアプリケーションで回避できない問題についてはサポートできません。

(*2) : A3まで印刷できるプリンタをご利用の場合は、税務署配布の青色申告決算書を切り取らずに A3のまま印刷することが可能です。また B4出力帳票を A3に自動拡大して印刷することも可能です。

(*3) : カラープリンタは EPSON 製が対象です。

7. プロダクトIDについて 財務応援Superスタンダロン版のみ

プログラムのセットアップ(インストール)時には、プロダクトIDの入力が必要です。プロダクトIDは製品固有の 24 衔の数字で、同一のプロダクトIDは存在しません。1 つの製品を複数のコンピュータにセットアップされた場合、2 台目以降では、別のプロダクトIDを入力されるまでプログラムの起動ができなくなります。

プロダクトIDが記載されたラベルは、CD-ROM のケース(ライセンス商品の場合はライセンス使用許諾証またはプロダクトIDのご案内ハガキ)に貼られます。詳細は改版商品に同梱のご案内(手順書)をご参照ください。

ライセンス商品のご案内

「応援シリーズ」で、同一プログラム(スタンダロン版)を複数本使用される場合、2 本目以降を割安価格でお求めいただけるライセンス商品(及び年間プログラム保守契約)をご用意しています。

■ ライセンス商品はこんなときに最適です。

- ①企業又は会計事務所内において、複数台のパソコンで使用する場合
- ②本社以外の出先拠点(支社、営業所等)において使用する場合
- ③会計事務所において、在宅処理や外出先処理(モバイル用途)等の所外で使用する場合
- ④学校等の教育用途として使用する場合

【著作権・使用許諾契約について】

プログラムを使用するには、著作権法及び使用権許諾契約により、1 台のコンピュータにつき 1 ライセンスの使用許諾が必要です。